

## 1. 事業の概要

平成17年4月28日に閣議で決定された「京都議定書目標達成計画」において、温室効果ガスの排出削減に資する製品を始めとする環境物品等への需要の転換を促すため、グリーン購入法に基づき、国は環境物品等の率直的調達を行うとしており、また、同法において、国の責務として、環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずることとされている。これらに基づき次の施策を行う。

ライフサイクルアセスメント(LCA)手法を用いて、特定調達品目中で著しく温室効果ガス増加に影響を与えている品目を調査し、重点改善を検討する品目を定め、当該品目の排出の増加要因を分析し、排出抑制のための適正な基準を設定、強化する。

グリーン購入の推進が遅れている市区町村においてグリーン購入を推進させるため、アンケート調査結果及び成功事例を分析し、グリーン購入推進のためのガイドラインを作成する。

## 2. 事業計画

重点検討品目としてLCAベースでの基準強化(5品目)

品目の追加、要件変更について整理・拡充

地方公共団体におけるグリーン購入の取組状況に関するアンケート調査結果を分析するとともに、市区町村レベルにおいてグリーン購入の導入について成功した事例を踏まえ、簡易なグリーン購入マニュアルを作成。

## 3. 施策の効果

国等の調達物品によるCO<sub>2</sub>削減効果の促進

グリーン購入の推進の阻害要因の詳細な把握

グリーン購入未実施の地方公共団体のグリーン購入への取組の推進。

# グリーン購入法ライフサイクルの視点の強化

